

窓口受付時間短縮の本格運用を開始します

窓口受付時間の短縮が 10 月 1 日から本格運用となります。本格運用にあたり、電話での受付時間も窓口受付時間に合わせ 15 分短縮し、午前 8 時 30 分～午後 5 時となります。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※窓口延長日（水曜日）を除く。

■窓口・電話受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ■問合せ 総務課総務係 ☎72-6901

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替えましょう

町では、河川などの水質保全のため、くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合などの費用を補助しています。

▼合併処理浄化槽とは 家庭から出る生活排水（し尿と台所、お風呂、洗濯など）を全て処理することができるとなっています。

▼単独処理浄化槽とは し尿のみを処理することができるとなっています。生活雑排水（し尿を除く生活排水）は未処理のまま河川などへ放流されます。

▼補助要件 公共下水道供用および認可区域外の一般住宅（ただし、併用住宅は、住居部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるもの）で、くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合などで、国の基準に合った 10 人槽以下のものであること。

当該住宅に住所を有しているまたは、浄化槽設置後、速やかに住所を移すこと。

※既存のくみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽はすべて撤去する必要があります。

▼補助金額

区 分		補助金額（上限）
(1) 設置費	5 人槽	390,000 円
	7 人槽	474,000 円
	10 人槽 (2 世帯住宅に限る)	660,000 円
(2) 撤去作業費	単独処理浄化槽	100,000 円
	くみ取り式トイレ	90,000 円
(3) 宅内配管工事 上記撤去作業を実施した場合に限る		300,000 円

※(2)・(3)は転換を伴う費用として(1)に加算します。建物の新築、全面改築の場合は加算されません。

※予算に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

○浄化槽の維持管理について

浄化槽の正常な機能を保つために保守点検、清掃、法定検査を定期的にを行うことが義務づけられています。

▼保守点検 年に 3 回～4 回の保守点検が必要です。県に登録している保守点検業者に委託してください。

▼清掃 毎年 1 回以上の清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

▼法定検査 毎年 1 回の水質検査などの受検が必要です。手続きは委託している保守点検業者または栃木県浄化槽協会へ相談ください。

▼問合せ

○上下水道課くらし給排水係

☎72・6919

○栃木県浄化槽協会

☎028・633・1650



ホームページ

犬の飼い主のみなさんへ

人と犬がともに快適な環境で暮らすために、正しい犬の飼い方に努めましょう。

▼犬の登録をしましょう 生後 90 日を経過した犬は登録が必要です。

登録は生涯に 1 回限り、登録手数料は 1 頭につき 3,000 円です。環境課、湯本支所、栃木県獣医師会所属の那須地区内の動物病院、町と契約している動物病院で申請ができます。

▼狂犬病予防注射の接種 狂犬病予防注射は、年に 1 回接種することが法律で定められています。

近くの動物病院で接種をお願いします。

します。

▼犬はけい留を 犬をつないで飼うことは県の条例で定められています。散歩の際も必ずリードなどをつないでください。

▼犬のふんは必ず処理を ふんの後始末は飼い主の最低限のマナーです。必ず持ち帰るようにしましょう。

▼問合せ 環境課環境衛生係

☎72・6916



ホームページ

公募型樹木伐採の実施

県では民間と協働し河川内に生い茂っている樹木の伐採を実施します。

個人・団体問わず、本人が伐採し、持ち帰っていただける方を募集します（無償）。詳細は、県ホームページまたは大田原土木事務所のホームページをご覧ください。

▼募集期間 10 月 3 日（金）～17 日（金）

▼問合せ 栃木県河川課

☎028・623・2444

大田原土木事務所

☎0287・23・5882



ホームページ